

昭和三十九年政令第二十九号

組合等登記令

内閣は、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(適用範囲)
第一条 組合等の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

(設立の登記)

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

(変更の登記)

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかるわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を選任した事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を選任した事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算結了の登記)

第十一条 組合等の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

第十二条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

第一組合等の設立の無効の訴え

第二組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

第三組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

第二組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

第三官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

第四官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

第二設立の登記は、組合等を代表すべき者の資格を証する書面添付

第三設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面添付

（変更の登記の申請）

第十七条 第二条第二項第六号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項を証する書面添付

（変更の登記の申請）

第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項を証する書面添付

（変更の登記の申請）

第二条第二項第六号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項を証する書面添付

（変更の登記の申請）

組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をするものとの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

前項の規定にかかるわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてできるものがこれらの方による公報をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公報をしたものと見做す。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十二条 分割による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債

権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面。

(分割による設立の登記の申請)

第二十三条 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてできるものがこれらの方による公報をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公報をしたものと見做す。

(移行等の登記の申請)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第一百三十二条から第一百三十七まで及び第一百三十九条から第四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸收合併による」とあるのは「吸收合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸收合併により」とあるのは「吸收合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸收合併後」とあるのは「吸收合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸收合併に」とあるのは「吸收合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(設立の登記に関する特則)

第二十六条 次に掲げる法人については、第二条第二項第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

- 一 行政書士会及び日本行政書士会連合会
- 二 司法書士会及び日本司法書士会連合会
- 三 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会
- 四 税理士会及び日本税理士会連合会
- 五 土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会
- 六 水先人会及び日本水先人会連合会

(変更の登記に関する特則)

第二十七条 第十七条第一項ただし書の規定は、外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の登記に関する特則

第二十八条 弁護士法人又は外国法事務弁護士法人による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十一条第一項の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人となつたときは、同項に規定する定款の変更の効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人の種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については設立の登記をしなければならない。

- 2 弁護士・外国法事務弁護士共同法人が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十一条第二項の規定により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人となつたときは、その時から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人の種類の変更前の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については設立の登記をしなければならない。
- 3 商業登記法第四百四条及び第六百六条の規定は、前二項の登記について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、第一項の登記について準用する場合における登記を「弁護士・外国法事務弁護士共同法人について」と、前項の登記について準用する場合には、「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人について」と読み替えるものとする。
- 4 法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人についてする第一項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
- 1 定款
 - 2 定款の変更に係る総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面
 - 3 社員の加入を証する書面
 - 4 法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人についてする第二項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、定款を添付しなければならない。
 - 5 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十二条第二項の規定により、弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人となるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する法人については解散の登記をし、合併により存続する法人については合併による種類の変更前の法人についての設立の登記をしなければならない。この場合における第十四条第二項及び第二十条の規定の適用については、第十四条第二項中「変更の登記」とあるのは「合併による種類の変更前の法人についての回復の登記及び合併による種類の変更前の法人についての設立の登記」とする。
 - 6 商業登記法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、前項の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「合併を」とあるのは「合併による法人の種類の変更を」と、「吸收合併により消滅する会社（以下「新設合併消滅会社」という。）又は新設合併により消滅する会社（以下「新設合併消滅会社」という。）の商号及び本店」とあるのは「合併により消滅する法人の名称及びその主たる事務所並びに合併による種類の変更前の法人の名称及びその成立の年月日」と、同法第八十二条第三項中「第八十条又は前条の登記」とあるのは「合併による種類の変更前の法人についての解散の登記」と、同条第四項中「第一項の登記」とあるのは「第一項の登記及び合併による種類の変更前の法人についての解散の登記」と読み替えるものとする。
 - 7 合併による種類の変更後の法人についてする第六項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
 - 8 合併による種類の変更後の法人についてする第六項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
- 一 第四項第一号及び第二号に掲げる書面
- 二 合併に係る総社員の同意があつたことを証する書面
- 三 合併により加入する社員の資格を証する書面
- （農業協同組合等の登記に関する特則）
- 第二十九条** 第十四条第二項の規定は、農業協同組合又は農業協同組合連合会の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。
- 1 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が農業協同組合法（昭和二十二年法律第一百三十二号）第七十三条の三第一項、第七十八条第一項、第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更（以下この項、次項及び第八項において「組織変更」という。）をしたときは、第九条の規定にかかわらず、同法第七十三条の三第四項第十号、第七十八条第二項第六号、第八十五条第一項又は第九十一条第一項に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、組織変更前の農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人については解散の登記をし、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人については設立の登記をしなければならない。
 - 2 農業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項の規定は農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。
 - 3 農業協同組合法第七十三条の三第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についての登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
 - 4 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面
 - 5 組織変更計画書
 - 6 定款
 - 7 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人の総会又は総代会の議事録
 - 8 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。次条第三項第四号及び第三十一条第五項第四号において同じ。）である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面
 - 9 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面
 - 10 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
 - 11 農業協同組合法第七十八条第一項に規定する組織変更（第一号において「組織変更」という。）後の一般社団法人についての登記の申請書には、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七十七条及び同法第三百三十条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
 - 12 前項第一号及び第二号に掲げる書面

- 二 組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面
- 三 会計監査人を選任したときは、次の書面
- イ 就任を承諾したことと証する書面
- ロ 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
- ハ 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面
- 六 農業協同組合法第八十二条第一項に規定する組織変更後の消費生活協同組合についてする第二項の登記の申請書には、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二一条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
- 一 第四項第一号及び第二号に掲げる書面
- 二 出資の総口数及び総額を証する書面
- 三 代表権を有する者の資格を証する書面
- 四 農業協同組合法第八十八条第一項に規定する組織変更後の医療法人についてする第二項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
- 一 第四項第一号及び第二号に掲げる書面
- 二 代表権を有する者の資格を証する書面
- 三 資産の総額を証する書面
- 八 第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人についてする第二項の登記の申請書について準用する。（漁業生産組合等の登記に関する特則）
- 第三十条 漁業生産組合が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十六条の三第一項に規定する組織変更（以下この条において「組織変更」という。）をしたときは、同法第八十六条の三第四項第十号に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、組織変更前の漁業生産組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない。
- 2 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項の規定は漁業生産組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。
- 3 組織変更後の株式会社についてする第一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 漁業生産組合の総会の議事録
- 四 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面
- 五 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 六 第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社についてする第一項の登記の申請書について準用する。（森林組合等の登記に関する特則）
- 第三十一条 第十四条第二項の規定は、森林組合又は森林組合連合会の吸收分割又は新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。
- 2 生産森林組合が森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第一百条の三第一項又は第一百条の十五第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第一百条の九第一項又は第一百条の十七第一項に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、組織変更前の生産森林組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社又は合同会社については設立の登記をしなければならない。
- 3 生産森林組合が森林組合法第一百条の二十第一項に規定する組織変更（以下この項、第七項及び第八項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第一百条の二十三第一項に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の生産森林組合について解散の登記をしなければならない。
- 4 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は第二項の登記について、第十四条第二項の規定は生産森林組合の前二項に規定する組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。
- 5 森林組合法第一百条の三第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 生産森林組合の総会の議事録
- 四 組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことと証する書面

- 五 組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面
- 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 6 森林組合法第百条の十五第一項に規定する組織変更後の合同会社についてする第二項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条並びに同法第百十八条において準用する同法第九十三条に規定する書面のほか、前項第一号から第三号までに掲げる書面を添付しなければならない。
- 7 組織変更前の生産森林組合についてする第三項の登記は、組織変更後の認可地縁団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。次項第二号において同じ。）の代表者の申請によつてする。
- 8 組織変更前の生産森林組合についてする第三項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。
- 一 組織変更計画書
- 二 組織変更後の認可地縁団体の代表権を有する者の資格を証する書面
- 三 当該登記の申請書又は委任による代理人の権限を証する書面に記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであつて、作成後三月以内のものに限る。）
- 9 第二十条第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する組織変更後の株式会社又は合同会社についてする同項の登記の申請書について準用する。
- （管理組合法人等の登記に関する特則）
- 第三十二条 管理組合法人又は団地管理組合法人の設立の登記の申請書には、第十六条第二項の規定にかかわらず、次の書面を添付しなければならない。
- 一 法人となる旨並びにその名称及び事務所を定めた集会の議事録
- 二 第二項第一号に掲げる事項を証する書面
- 三 管理組合法人又は団地管理組合法人を代表すべき者の資格を証する書面
- 2 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第五十五条第一項第一号又は第二号の規定による管理組合法人の解散の登記は、登記官が、職権でできる。
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。
- 第二条 次に掲げる政令は、廃止する。
- （関係政令等の整理）
- 第一条 医療法人登記令（昭和二十五年政令第二百二十号）
- 塩業組合登記令（昭和二十八年政令第一百七十二号）
- 環境衛生同業組合等登記令（昭和三十二年政令第二百八十九号）
- 漁業生産調整組合登記令（昭和三十六年政令第二百八十一号）
- 鉱害復旧事業団登記令（昭和二十七年政令第三百三十四号）
- 小型自動車競走会登記令（昭和三十七年政令第三百七十六号）
- 小型船海運組合等登記令（昭和三十二年政令第二百九十三号）
- 自転車競技会登記令（昭和三十七年政令第三百七十四号）
- 社会福祉法人登記令（昭和二十六年政令第一百六十七号）
- 商工会議所登記令（昭和二十八年政令第三百二十七号）
- 商工会等登記令（昭和三十五年政令第一百五十号）
- 商店街振興組合等登記令（昭和三十七年政令第三百二十二号）
- 税理士会登記令（昭和三十一年政令第三百二号）
- たばこ耕作組合登記令（昭和三十三年政令第一百八号）
- 土地改良事業団体連合会登記令（昭和三十二年政令第一百九十五号）
- 農業信用基金協会登記令（昭和三十二年政令第三百四十九号）
- 防災建築街区造成組合登記令（昭和三十六年政令第二百十二号）
- （経過措置）
- 第十一条 この政令は、別段の定めがある場合を除くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この政令による廃止又は改正前の政令又は勅令（以下「旧令」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 第十二条 この政令の施行前にした旧令の規定による処分、手続その他の行為は、この政令の適用については、この政令の相当規定によつてしたものとみなす。
- 第十三条 旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。

第十三条 この政令の施行前に、第二十五条において準用する商業登記法第五十七条第一項の規定によれば同時に申請すべき登記の一部について登記の申請があつたときは、それらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。

第十四条 組合等は、この政令の施行の日から六月以内に、この政令によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

第二条 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

第三条 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

第十五条 この附則に定めるものほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

附則 (昭和三十九年七月一六日政令第二五四号)

この政令は、昭和三十九年八月十日から施行する。

附則 (昭和三九年七月三〇日政令第二六八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三九年九月二日政令第二九三号) 抄

この政令は、漁業災害補償法の施行の日(昭和三十九年九月三日)から施行する。

附則 (昭和四〇年六月一〇日政令第一九八号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年五月一二日政令第一四五号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年七月四日政令第二三四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年七月一五日政令第一九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年一二月一日政令第三五五号)

この政令は、昭和四十二年十二月十五日から施行する。

附則 (昭和四三年六月二十五日政令第二一九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年八月二六日政令第二三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年七月一八日政令第一九九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年八月二六日政令第二三二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年九月三〇日政令第二五八号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 (地方税法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 法附則第四条第一項に規定する市街地改造事業並びに同条第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物に関しては、この政令の附則の規定による改正後の次に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 地方税法施行令

二 公営住宅法施行令

建設省組織令

都市公園法施行令

住宅金融公庫法施行令

道路整備緊急措置法施行令

組合等登記令

附則 (昭和四四年九月三〇日政令第二五八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年一二月一八日政令第三〇三号) 抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年十二月二十八日）から施行する。

附 則 (昭和四五年六月二九日政令第二〇二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年一一月二七日政令第三五九号) 抄

この政令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年七月一七日政令第二八四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年七月二五日政令第二九〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年三月三〇日政令第七二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和四九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月二九日政令第一三八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和五十年八月十一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一二月二七日政令第三八一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。

附 則 (昭和五三年七月一一日政令第二八六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年十月二日）から施行する。

附 則 (昭和五三年八月八日政令第三〇八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年九月一日）から施行する。

附 則 (昭和五三年九月五日政令第三二一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

附 則 (昭和五四年四月一日)

(職業訓練法人連合会等に関する経過措置)

第一条 この政令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月一九日政令第一七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年一一月三〇日政令第三三一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十六年五月二十日）から施行する。

この政令は、広域臨海環境整備センター法の施行の日（昭和五十六年十二月一日）から施行する。

附 則（昭和五七年七月一六日政令第一九六号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に改正前の組合等登記令別表二の名称の欄に掲げる法人につき同表の判決の欄に規定する決議があつた場合においては、その決議に係る同令第十三条の規定による登記については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年八月一七日政令第二二五号）

この政令は、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年一〇月一一日政令第二二九号）抄

この政令は、建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年一月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二六九号）

この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年十月一日）から施行する。

附 則（昭和六一年九月五日政令第二九四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年九月八日から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 農林中央金庫は、この政令の施行の日から六月以内に、この政令による改正後の組合等登記令の規定によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

附 則（昭和六二年六月一二日政令第二一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（旧林業信用基金法施行令等の暫定的効力）

第二条

この政令の施行の際現に存する農業信用保険協会（清算中のものを含む。）については、第三条の規定による改正前の組合等登記令及び第六条の規定による改正前の農業信用保証保険法施行令（以下「旧農業信用保証保険法施行令」という。）は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農業信用保証保険法施行令第五条第三項中「年七パーセント」とあるのは、「年六・七バーセント」とする。

附 則（昭和六二年七月一日政令第二五〇号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月一七日政令第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成元年三月二十七日）から施行する。

附 則（平成二年九月二七日政令第二八五号）

この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。

附 則（平成四年六月二六日政令第二二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年七月二十日）から施行する。

（施行期日）

附 則（平成五年六月一三日政令第二一八号）抄

（施行期日）

附 則（平成八年三月二十五日政令第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成九年四月一日政令第一一七号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月九日政令第二四一号）

この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日政令第一〇〇号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月二一日政令第二二九号）

この政令は、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日政令第三三三号）

この政令は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月三日政令第四八七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月一七日政令第五二三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。

附 則（平成一五年一二月一九日政令第五二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一六年五月二六日政令第一七八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、商工会議所法及び商工会议法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則（平成一六年六月九日政令第一九四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則（平成一六年七月九日政令第二二六号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月一〇日政令第三二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則（平成一六年八月二七日政令第二五九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附 則（平成一七年一二月三日政令第三八五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年二月一日）から施行する。

附 則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二四日政令第五九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年二月一四日政令第三六六号）

（施行期日）

第一条 この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十二号）の施行の日（平成十八年三月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年二月二四日政令第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二日政令第三九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二二三三号）抄

- (施行期日)**
- 第一条** この政令は、改正法の施行の日から施行する。
- (経過措置)**
- (施行期日)**
- 第一条** この政令は、平成十九年九月三十日から施行する。
- 第一条** この政令は、改正法の施行の際現に次の各号に掲げる土地家屋調査士法人であるものは、この政令の施行の日から六月以内に、当該各号に定める事項の登記をしなければならない。
- 第二条** この政令の施行の際現に次の各号に掲げる土地家屋調査士法人であるものは、この政令の施行の日から六月以内に、当該各号に定める事項の登記をしなければならない。
- 1 社員が土地家屋調査士法第三十五条第二項に規定する特定社員（以下この号において単に「特定社員」という。）である土地家屋調査士法人 当該社員が特定社員である旨
 - 2 代表権の範囲又は制限に関する定めがある土地家屋調査士法人 当該定め
 - 3 前項の土地家屋調査士法人は、同項各号に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項各号に定める事項の登記をしなければならない。
- 第一条** この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略**
- 二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日**
- 附 则** (平成一九年一月七日政令第三二九号) 抄
- (施行期日)**
- 第一条** この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十一月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。
- (罰則の適用に関する経過措置)**
- 第三十四条** この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 第一条** この政令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。
- 附 则** (平成二二年九月一〇日政令第一九六号) 抄
- (施行期日)**
- 第一条** この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。
- 附 则** (平成二三年一〇月一四日政令第三二九号) 抄
- (施行期日)**
- 第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- (組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)**
- 第三条** この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。
- 2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。**
- 3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。**
- 附 则** (平成二七年一二月一一日政令第四一五号)
- 第一条** この政令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百六十六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二十一条第六項の改正規定、別表医療法人の項の次に外国法事務弁護士法人の項を加える改正規定及び別表監査法人の項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。
- 附 则** (平成二八年一月二九日政令第二六号)
- (施行期日)**
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - 2 この政令の施行の日前に締結された合併契約に係る合併により設立する農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合における従たる事務所の所在地における登記の期間については、なお従前の例による。
- 附 则** (平成二八年三月二五日政令第八二号)
- この政令は、第二号施行日（平成二十八年九月一日）から施行する。
- 附 则** (平成二八年九月三〇日政令第三一九号)

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	登記事項
委託者保護基金	根拠法 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
医療法人	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
外国法事務弁護士法人	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律
貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第二十二号）
学校法人	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
私立学校法第百五十二条第五項の法人	私立学校法（昭和二十三年法律第二百三号）
監査法人	公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）
管理組合法人	建物の区分所有等に関する法律
団地管理組合法人	建物の区分所有等に関する法律
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
日本行政書士会連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
行政書士法人	行政書士法
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）
漁業協同組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）
漁業生産組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）
漁業協同組合連合会	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）
水産加工業協同組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）
水産加工業協同組合連合会	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）
共済水産業協同組合連合会	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）
地区（漁業生産組合を除く。）	社員（行政書士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所
出資一口の金額及びその払込みの方法（組合員に出資をさせない漁業協同組合及び会員に出資をさせない漁業協同組合連合会を除く。）	社員が行政書士法第十三条の八第三項第四号に規定する特定社員であるときは、その旨及び当該社員が行うことができない特定業務（同法第十三条の六に規定する特定業務をいう。）
出資の総口数及び払い込んだ出資の総額（組合員に出資をさせない漁業協同組合及び会員に出資をさせない漁業協同組合連合会を除く。）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
地区（漁業共済組合に限る。）	合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め
出資の総額	電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告に関する定め

防災街区計画整備組合	水先人会 日本水先人会連合会 労働災害防止団体（中央労働 災害防止協会及び労働災害防 止協会） 労働者協同組合 労働者協同組合連合会	水先法（昭和二十四年法律第百一十一号） 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第 百十八号） 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八 号）	密集中市街地における防災街区の整備の促進 に關する法律（平成九年法律第四十九号） 水先法（昭和二十四年法律第百一十一号） 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第 百十八号） 出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額 公告の方法	電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項 代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その定め 資産の総額
------------	--	--	--	---